

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問します。

初めに、TPP大筋合意について伺います。

10月5日、TPP交渉が大筋合意したとする閣僚声明が発表されました。その内容は重要5品目の3割の関税を撤廃し、アメリカ、オーストラリア産米の特別輸入枠7.84万トンを受け入れ、ミニマムアクセス米の枠でアメリカ産米の輸入を6万トンふやす、牛肉豚肉の関税を実質的にゼロに近い水準まで削減する、麦や乳製品甘味資源の特別輸入枠を新設するなどというものです。

安倍首相は重要5品目での関税削減や輸入枠の拡大の受け入れを関税撤廃ではないとして国会決議は守ったとしています。国会決議は関税の撤廃や削減も行わない除外を求め、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しています。多くの農業関係者からは、とんでもない、国会決議違反は明らかだという怒りの声が沸き上がっています。重要5品目以外の大部分の農林水産品についても、かつてない大幅な関税の撤廃・引き下げを約束しています。これが実行されたら米価の下落に拍車がかかり、離農が進むことが懸念されるなど町への影響も大きいものがあると思います。町内農家の方々からも、安倍首相は言うこととやることが違う、先行きが不安、国に価格補償、所得補償をしっかりとやらしてもらわないとやっていけないなど切実な声が出されています。

TPPは農林水産業を初め広範な分野において町の経済や住民生活に大きな影響を及ぼすものだと思いますが、地域経済への影響を、現時点でどのように把握しているのでしょうか。

TPPは農業への影響だけではありません。食の安全、医療・保険・雇用など国民生活全般や地域経済にかかわるルールが変更されます。しかし、政府はその中身を明らかにしていません。国会決議も無視し、国民に十分な説明もないまま大筋合意したことは重大な問題だと思います。このTPP大筋合意について、住民の暮らしを守る自治体の首長として、町長はどのように認識されているのかお聞かせください。

大筋合意は最終合意ではありません。今後未決着な分野を解決した協定文書の作成と調印、各国の国会承認が残されています。国内農業だけでなく国民の安全、医療、地域経済と暮らしを壊すことにつながるTPP協定の調印をさせずに撤退させることが必要ではないでしょうか。農業経営を守り地域経済を支えるため、国の悪政から住民の暮らしを守る自治体の首長として国に対

し、T P Pからの撤退を強く求めていくべきではないでしょうか。町長の決意をお聞かせください。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

11月20日に県農林水産部が示したT P P協定に伴う県内農林水産業への影響については、米については飼料用米への転換等に伴う需給の安定に取り組んできた農業者にとっては生産意欲の低下が懸念されるなどとし、具体的影響額については言及しておりません。また、牛肉については、品質面で競合しないこと、野菜については関税率が低いことなどから影響は少ないと想定されているものの国産牛全体の需要と価格への影響や長期的には関税撤廃による国産品全体の価格下落などが懸念されるなどとし、これも具体的な影響額には言及しておりません。県においては、影響額の試算について国が影響試算額を公表した後で試算を行うとのことであり、多分試算方法等の提示もあるものと思いますので、美郷町の影響額については、その試算方法の提示を受けて検討してまいりたいと存じます。

また、T P P合意、大筋合意については、国会決議で位置づけされた米、小麦、大麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要5品目についても輸入枠の設定や関税の大幅削減など合意をされた旨報道されており、農家の先行きに対する不安や不信感が高まっているものと私も認識しております。

また、町の基幹産業である農業からの離農や後継者不足に拍車をかけ、またほかの分野での影響においても地域経済の衰退にもつながりかねないとの懸念があることから、立法府である国会においてはT P P批准に関する国会審議の際に慎重に議論してほしいと望んでおります。

また、今後についてですが、町としましては安倍総理大臣がT P P交渉大筋合意を受けた10月6日の記者会見において、農家の皆さんの不安な気持ちに寄り添いながら生産者が安心して再生産に取り組むことができるように万全の対策を実施していく考えである旨、述べていらっしゃいますので、T P P批准が引き金となった地域農業あるいは地域経済の崩壊が生じないよう、県町村会などを通じて国に強く意見を伝えてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に入させていただきます。

○9番（泉 美和子君） 次に介護保険制度の見直しについて質問します。2000年に介護保険制度が始まってことしで15年になりますが、見直しのたびに保険料が上がるなど次々に制度が改悪さ

れてきました。2005年には給付を削減するため予防重視の名のもとに要支援者の枠を拡大し、その結果要介護だった人が要支援になり、サービスの後退が起きました。また、在宅との不公平の是正を理由に介護保険施設の居住費、食費を原則自己負担にしました。その後も2009年には要介護認定の認定基準の改悪や2012年の訪問介護の生活援助の時間短縮などがあり、昨年6月には医療介護総合法が強行され、介護保険制度のこれまでの制度改悪の中で最も最悪だといわれています。その中の一つであります要支援1、2の人に対する訪問介護と通所介護を介護保険の給付の対象から外し、市町村が実施する地域支援事業に移行することについて、町の基本的な考え方を伺います。

このことについては、介護の専門職によるサービスは現在の5割程度に減らし、あとはボランティアなどのサービスにするというもので、利用者を初め介護関係者からも不安の声が出されています。実施に当たっては猶予期間が設けられ、全国的にも7割近くの自治体で最終年度の実施のようです。厚労省の総合事業のガイドライン（案）では、ホームヘルプサービス、デイサービスの専門性と社会的評価を低め、サービスの質を低下させる可能性があるものとする考えです。

例えば、現行の訪問介護等に相当するサービスのほかに、サービスAとして一定の研修だけでヘルパーの資格はなしでもよい。通所サービスは看護職員も生活相談員も機能訓練指導員もなしで、単に従事者が利用者15人に1人となっています。サービスBはボランティア等による住民主体の支援で、人員設備について一切の基準がありません。そして、規制緩和のサービスAやボランティアのサービスBを現行の介護指定業者が介護給付のホールヘルプやデイサービスと一体的に実施できるとしています。また、新しく事業の対象となる要支援者などに対し、専門家によるサービスではなく多様なサービスへ誘導することを強調しています。

しかし、介護職は利用者の中に入って行く援助です。さまざまな個人情報に触れることが多く、そのことを知らないといふ援助につながらないという側面があるのではないのでしょうか。ただ掃除や調理などの家事支援をしているだけでなく、利用者の自立支援の視点も含めて援助を行っています。利用者の変化に気づいたら必要な機関に報告します。ボランティアだとそうした相談がしづらく、特に初期の認知症の出ている方は手だてがおくられて病状の進行を食い止めることができないのではないかと心配です。

そこで伺います。要支援者の総合事業の移行を具体化する上での町の基本的な考え方と方針についてお伺いいたします。

総合事業に移行しても現在のホームヘルプ、デイサービスを必要としている全ての要支援者が

利用できる仕組みをつくる必要があるではないでしょうか。今述べましたように厚労省は無資格者やボランティアでもサービスの提供ができることを打ち出していますが、介護職の専門性を無視するものです。町の具体化に当たっては介護事業者による現行相当サービスを基本にしつつ、多様なサービスはプラスアルファとして位置づけるということにするべきではないでしょうか。以上について、見解を伺います。

また、介護報酬の削減が大きな問題になっています。4月の介護報酬の改定で認知症の高齢者やみとり介護、リハビリなどの中重度者への介護報酬はふえましたが、要支援者の介護報酬は減らされたことから要支援者を多く受け入れてきた地域密着型の小規模のデイサービスは大幅な減収になっているといます。全国的には介護事業所の経営に影響を与え、廃止する事業所があるなどの報道がなされています。介護職員の人手不足に拍車がかかるのではないのでしょうか。町内の介護事業所において事業の廃止や休止の実態をお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 介護保険制度の見直しについてですが、改正介護保険法が本年4月から施行され、平成29年4月までに総合事業を開始するよう義務づけられているところです。大曲仙北広域市町村圏域においては、平成29年4月からの総合事業開始を目標に本年11月より介護保険事務所及び構成自治体による事務レベルの検討を始めており、現在圏域で統一すべき事項、自治体が担うべき事項について協議を行って最中です。その協議の中で要支援者の総合事業への移行については、基本的に国の方針に準拠して進めていく方向で協議してるところで、具体的には自治体を中心となって地域の実情に応じ、NPO法人やボランティア団体など多様な主体の参画により多様なサービスを充実させることで地域の支え合い体制づくりを推進させ、これまで以上にきめ細やかで効率的かつ効果的な支援を行うことができるよう制度設計を検討していくこととしてるところです。

また、総合事業においては、これまで要支援者として支えられてきた方が、ある部分では支える側として生きがい活動を行うことができるということも特色であり、将来的には互助や共助の強化が地域の福祉力の向上につながっていくものと思っております。今後、美郷町の実態に合った事業を検討していくことはもちろんですが、構成自治体の状況の違いに伴うすり合わせを行いながら国のガイドラインに基づき調整し、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合事業移行後も現在のホームヘルプとデイサービスを必要とする全ての要支援者が利用できる仕組みづくりが必要とのご質問ですが、以前にも答弁で申し述べましたが、移行した

からといって全てが介護予防給付から外れるものではありません。

例えば、訪問介護や福祉用具等の給付は引き続き介護予防給付によるサービス供給が可能で、栄養改善や定期的な安否確認を目的とした配食サービス、緊急時の対応など介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防、生活支援サービス事業、全ての高齢者が対象となる一般介護予防事業のサービスと組み合わせ、介護予防給付のサービスも組み合わせて実施することができる場所です。また、要支援の方については、サービス利用に際し、ケアプランを作成し、必要と認められれば引き続きサービスの利用が可能となっております。

いずれサービスの利用に当たっては、本人やそのご家族との面談により一緒に考えていくものですので、これまでと同様本人の意向を尊重しつつ、本人の自立を支援できるようケアマネジメントを心がけていくことになるものと考えております。

次に、介護事業者による現行相当サービスを基本にとのご質問についてですが、みずからの生活管理を担えない方や家事などを自力で行うことができない方、地域社会との関係が構築できない方など多種多様なケースが想定される中で専門的サービスを必要とする方には有資格者による対応が必要であることはもちろんです。一方、軽度の生活支援や交流の場を求めている方には状況によっては町民やボランティアによる助け合いのサービスにより担える部分もあるかと思われ

ます。

なお、制度においては有資格者でなければならない行為として身体介護を位置づけるなど、介護職の専門性を無視するような内容とはなっておりませんので、ご理解をお願いいたします。

最後に、今年度町内で廃止となった事業所は1件確認しておりますが、廃止理由については介護報酬削減によるものではないと認識いたしております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。はい。

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。